

て報告した。ワルシャワ県について病気の知事フィッシャー博士代理のフンメル局長が報告した。当県の収穫高は「非常にいい成績」で、全県のなかでトップであった。だが、パン穀物は割当量の六五・四％に過ぎなかった（VII:9/26）。

発疹チフスの危険は、住民の抵抗力、「とくにユダヤ人の抵抗力の悪化」の結果、増大していた。ゲットー住民の食べ物はいうまでもなく「不十分」だった。食料不足に加え、「清掃手段の不足と過密住居」の問題があった。ゲットーで報告された発疹チフスは、「今日、二四〇五件」であった。しかし、実際の感染者数は「はるかに多い」と見た。ワルシャワ県ではポーランド人の発疹チフス患者は五〇五人にとどまっていた。したがって、「ユダヤ人をゲットーに集めたことは幸運であった」。現在、重要なことは、ゲットーの「完全な閉鎖」であった（VII:9/26）。

フンメル局長はゲットー外出禁止違反者に対する死刑執行状況を報告した。ワルシャワではそのための裁判所増設を行った。「ようやく四五の死刑判決を下すことができた」が、執行は「ようやく八件」であった。すべての個別ケースにつき、クラカウの恩赦委員会が最後の決定を下さなければならなかったからであった。すでにさらに六〇〇件、判決申請ができていた。このような特別裁判所手続きの方法では、ゲットーの効果的封鎖は、「不可能」だった。処刑までの手続きが「過剰な形式でありにも長引いて」いるから、単純化をしなければならない、というのが結論であった（III:9/26）。

以上のような総督府の各責任者からの報告を受けて、総督フランクが最後に決定的な総括演説をした。

4. 総督フランクの閣議総括演説——「ドイツ民族防衛のため」のユダヤ人殺戮

彼はまず、ユダヤ人については、「まったくオープンに言いたいのだが」、いずれにせよおしまいにしなければならぬと。その意味は？

フランクによれば、総統は「統合したユダヤ人」が再び世界戦争を引き起こしたら、戦争に巻き込まれた諸民族に血の犠牲がもたらされるだけでなく、ヨーロッパのユダヤ人がその最後を見出すだろうと述べた。ドイツでユダヤ人に対してなされている多くの措置が非難されているのは「知っている」。民情報告からわかるが、残虐行為や過酷さが巷間語られている。しかし、「同情は、世界の他のだれでもなく、根本的にドイツ民族だけに持たなければならぬ。他のものはわれわれに同情などまったく持たなかった」と。ドイツ民族の防衛こそが中核理念であった。「ドイツ人よ、自らを守れ」と。老国民社会主義者として言わなければならぬ。ユダヤ人連中がヨーロッパでこの戦争を生き延びたら、われわれがヨーロッパの維持のためにわれわれの血を犠牲にしても、この戦争は部分的勝利しか意味しない。ユダヤ人に対しては、根本的に「彼らが消え失せてしまおうとい

う期待」だけから出発したい。彼らを「東方へ追放する目的のため交渉」してきた。一月(すなわち四二年一月)引用者注)にベルリンでこの問題で大きな会議が開催される。これに次官ビュラー博士を派遣する。会議は帝国保安本部でハイドリヒ親衛隊大将のもとで行われる。いずれにしろ、「大規模なユダヤ人移動が始まる」ことになろうと(ME 9/26)。

ヴァンゼー会議は、当初一九四一年一月九日の予定であった。しかし、一月七日(現地時間)日本が真珠湾攻撃を敢行した。軍事同盟国として対米戦争に対応しなければならなかった。宣戦布告とそれに伴う全官庁の準備など緊急事態で次官級クラスの会議は延期となった。ハイドリヒの新たな招待状は、会議を「これ以上引き延ばせない」として、一九四二年一月八日付であった(開催一月二〇日)。フランクは、すでに閣議開催の一二月中旬までに、「大規模なユダヤ人移動」を議論する会議が一月に開催されることになったことを知っていたのだ。

フランクはさらに続ける。ユダヤ人に何が起きるべきなのか、と。東部占領地域の民政統治下オストラントの植民村で彼らの面倒をみることになるなどと信じられるか。ベルリンにユダヤ人問題をなんとかかしてくれと訴えると、ベルリンでは、「なぜ厄介ごとを持ち込むのだ」、オストラントやその他の占領地でユダヤ人に関して何か始めることはできない。「自分自身で彼らを抹殺しろ」と。帝国ドイツの全構造をここで維持するためには、ユダヤ人と出会うところではどこでも、可能ならどこでも、われわれが「ユダヤ人を全滅させなければならぬ」と(ME 9/26)。みられるよう

に、いまやユダヤ人全滅は第三帝国の全統治構造・全占領支配の問題となっていた。

まさにその方法が問題であった。それは局長フンメルが述べたようなものではありえなかった。特別裁判所の裁判官も、それに責任はない。それは、「法的手続きの枠内にはないから」だった。そのように「巨大な前代未聞の出来事」は従来の諸見解に任せることはできない。この目標に導く道を見つけないければならない。そこで、それについて「考えを練っている」(ME 9/26)。

フランクはさらに続ける。食料事情の劣悪化の責任をユダヤ人に転嫁し、ユダヤ人はまた「われわれにとつて異常に有害な大食漢だ」と。総督府には概算で二五〇万人、ユダヤ人との姻戚関係者などを含めると現在三五〇万人のユダヤ人がいる。この三五〇万人をわれわれは「射殺することはできない」。また、彼らを「毒殺することもできない」。しかし、何らかの仕方ですべて「絶滅の成果をもたらす処置」を実施することができよう。それは、ライヒ(帝国)と話し合うことになっている「大々的措置と関係」している。総督府はライヒ(ドイツ本国)と同じく「ユダヤ人がいない」ところにしなければならない、と。

後になってみれば「毒殺」(二酸化炭素、次いで青酸ガス)こそが実際に選択された方法であった。しかし、その方法は四一年一月一日時点では、フランクにも思いも及ばなかった方法であったことがわかる。だが、すでにヘウムノ(リッツマンシュタット近郊)での自動車排気ガスによる殺害が一二月初めから開始されていた。グロボチュニクの下、ベウジエツでのガス殺(エンジン排気ガス利用)

施設の建設も始まっていた。背後ではガスによる殺害の諸計画が進展していたのだ。

以上の総括で総督府では、ヒトラーが軍事同盟国日本の真珠湾攻撃に呼応した対米宣戦布告で創出した文字通りのグローバルな世界的対決軸を踏まえた「ユダヤ人問題の最終解決」（大量殺害）の方針が決まったといえよう。すなわち、総督府内で問題を解決すること、その方法・手順等については不確定だが、いずれにせよ、総督府でユダヤ人の絶滅を進める、ということであった。その執行をハイドリヒ指揮下の帝国保安本部、治安警察保安部が担う。

【総督フランクの根本課題】

総督府統治の課題は以上にとどまらなかった。隣接のウクライナはこの間に民政統治下になっていた。この占領下民政統治地区と総督府内のウクライナ人居住地域の統治をどのように行うのか。これもベルリン中央の重要課題であった。総督フランクは、領土内ガリツィアのウクライナ人に対して、大ドイツの内部にウクライナ人の自立国家性を承認できるかのような印象を発生させてはならなかった。ウクライナ人問題の解決はポーランド人の場合と同じようにすべきであった。すなわち、彼らを「未来永劫労働力としてドイツに奉仕させる」ことが基本方針であった。しかも、その場合、ウクライナ人はポーランド人に対するバランス材料として、分割統治を行うのに適していた。いずれにせよ、彼によれば、ガリツィアは大ドイツ帝国の一部とすべき土地であった。総督府の全

官庁は、国防軍と協力しつつ、ウクライナ人自立化傾向を消滅させ、ウクライナ旗の掲揚を「絶対的なミニマム」に削減しなければならなかった（VHJ 9/26）。

とりわけ次の思想、総督府領域を帝国東部地域の再ドイツ化プロセスの遂行後にヨーロッパの構成部分にすることが、彼の発想の基本に貫徹していた。そのヨーロッパたるや「ドイツの絶対的浸透の支配下に」置かれるべきものであった。総督府を野蛮と誹謗中傷されてきた「ヴァンダル族のガウ（大管区）にするのだ」。ここに、すなわち、ドイツの全ヨーロッパ支配の理念と将来構想のなかに、ヴァンダル族の欧州席卷になぞらえた東欧諸国征服とその地のユダヤ人の運命が位置づけられた。したがってまた、「総統府の課題は、東方への出発の全構造において世界的性質のものだ」だった（VHJ 9/26）。

5. 世界大戦・総力戦の死闘とヴァンゼー会議

【一九四二年一月二〇日ヴァンゼー会議と総督府の要請】

ソ連征服の野望がすぐにも実現するとの「勝利の熱狂」が冷めやらない時点の一九四一年七月三十一日付で、ヒムラー直属の帝国保安部長官ハイドリヒは外務省、四カ年計画庁、親衛隊人種・植民部、内務省、法務省など「ユダヤ人問題」の解決にかかわってくる中央諸官庁と調整する仕事を